

平成 26 年 9 月議会一般質問 霧島木質発電関係

質問：この事業の成否に係る燃料調達状況について伺う。

- ・現時点での燃料種類別の調達量、搬入地域の比率
- ・霧島木質燃料の燃料調達が木材相場に与える影響をどのように評価するか？

答弁：燃料調達状況につきましては、8月末現在で調達総量が約1万7,500トンと順調に燃料調達は進んでおり、搬入地域の比率については、市内が約4割、市外が約6割となっている。

質問：地域住民との確約事項である里道復活状況を伺う。

事業者が地域住民に対して、里道の付替えを確約したのは3月8日。

4月17日付けで『事業者が地域住民等の利害関係者の理解を得た上で里道払い下げ申請手続きを行うことを前提に申請地内の里道の払い下げ申請について同意したとの文書を発行した』との回答を受けている。

6月議会で里道払下げの申請手続きが完了したならば、現地図面に里道の場所を記入し、県に対して変更申請を行うとの答弁を受けた。

- ・事業者が県に申請した文書には『申請地内の里道（645平方メートル）の払い下げ申請について同意する』との同意書が含まれている。事業者からの払い下げ申請書は提出されておらず、同意も成立しないまま同意文書を交付したことについて法的、同義的責任をどのように思うか？
- ・事業者は地域住民への説明を行い、理解が得られたか？
- ・里道払下げの申請手続きはなされたか？
- ・払下げの手続きが行われないまま、里道が含まれる法面工事が行われている。この行為は法的に容認されるか？
- ・払い下げるとして有償か、無償か？

答弁：里道の復活検討状況について、6月議会でも答弁申し上げたとおり、事業体の方でルートを検討をし機能付替えに向けた作業が進んでいると聞いている。なお、9月3日には、入水自治会長のほか地元関係者2名、中村満雄市議及び霧島総合支所産業建設課の立会いのもと事業者による現地検討会が行われたと聞く。

質問：霧島木質発電事業に係り、鹿児島県から霧島市に職員が派遣されていると聞く。事実であるか？ もし事実であれば、その職員の所属、名前、役割を明らかにすることを求める。

答弁：霧島市の森林・林業の振興を図るため、本年4月から県より派遣されている職員で、小原誠。現在、農林水産部林務水産課に所属し、課長補佐として、林務行政全般の仕事を担当している。経歴は、林業技師として平成3年に県庁入庁以来、森林保全課、大島支庁、加世田農林水産事務所、県工業技術センター等に勤務し、林務全般を経験している。専門的知識等を活かし、霧島市の森林・林業の振興への尽力を期待している。なお、木質発電事業については、直接の担当ではないが、原木の管理等について指導助言を行っている。

質問：国分重久・桃ヶ迫の燃料保管場所として一時転用している農地の取扱いについて伺う

- ・この場所は農業振興地域の農用地区域か？
- ・農業委員会の議事録によると『一時転用終了後農地へ復元する計画』との記載がある。農地に戻す期限は？

答弁：農地法の規定に基づく一時転用については、おおむね3年以内の一時的な利用に供される場合に行う転用について認められるもの。国分重久宇桃ヶ迫の農地は農業振興地域の農用地区域内にあり、燃料保管場所としての一時転用については、市農業委員会定例総会を経て、県農業会議に諮問し、許可を受けている。

質問：6月27日霧島永水・中迫の太陽光発電所現場から土石流が発生し、近隣の田んぼに被害が出た。この工事現場から国分重久・桃ヶ迫へシラス土砂を搬送している。その量を把握されているか？ 農地に戻すときの妨げにならないか？

答弁：シラス土砂の搬入量は、業者に聞いたところ約500立方メートルとのことであったが、一時転用で許可を受けた農地については、その一時的な利用に供された後、表土を確保し、速やかに農地として利用できる状態に回復することになる。

質問：一時転用から農地に戻らなかったケースがあるか。地元の農家の方々は既成事実の積み重ねで農地法が示す優良農地保全の方針が捻じ曲げられるのではと危惧している。

答弁：平成21年4月の農地転用許可権限委譲後の一時転用については、農地として利用できる状態に回復されている。

質問：現地に霧島木質燃料が所有権移転の仮登記を行っている。仮登記であっても国土利用計画法に規定された届出が必要である。届出はなされているか？ 届出文書の利用目的はどのように記載されているか？

答弁：国土利用計画法に基づく大規模な土地取引で土地を購入した方は、市を経由して県知事に届ける必要がある。質問の件は一般に公開されるものではないので、内容等について答えられない。

追加質問

質問：木質発電について伺う

答弁：『3月議会で市長から迷惑施設を受け入れる永水地区の地域振興策を』との発言は議事録と異なる。市長の名誉のために発言の修正を求める。(木野田) 聞き逃していた、迷惑施設との発言はしていない、はっきり申し上げる、訂正を求める(前田)

質問：申し訳ない、訂正する。地元の意識はそのようなものである。地元でどのような利益をもたらすかがわからない。地下水のこと、煤煙のこと、不安要素があるということをお伝えする。画像をみていただきたい。赤線の場所である。現状、霧島市との合意は出来ていない、地元住民とも合意できていない、ところがこのような工事がなされている。優良農地の木質発電の燃料置場の画像である。そこで伺う。法的に問題が無いのか、霧島市の所有財産が払い下げも行われていない状態でこのような工事が行われていることは問題ないのか？

答弁：里道部分の工事についての質問と思う、開発行為の許可等により、包括的に許可を得ていると考えられ、法的には問題ない。

質問：市は法を守り、法の目的に沿って業務の執行を行っているかと理解する。里道の付替え手続きを促進することの指導を行ったか？

答弁：付替えについては早急にルートを検討するように要請した。

質問：里道は霧島市のものか？

答弁：そのとおり

質問：里道を含む法面工事について霧島市は承認したのか？

答弁：開発行為の許可等の中に施工同意の文書がある。よって同意したと考える。

質問：その時点においては里道が含まれていることが明らかになっていなかった。里道の払下げに同意するとの文書もしらなかった。後の確認で『里道の払下げには同意していない』にも関わらずと言っている。それでも問題ない、業者が霧島市の公有財産に対して払下げ手続きが終わっていないのに工事をしたことも問題ない、そのような認識か？

答弁：払下げ申請について協議を受けて同意書を発行している。払下げ申請については具体的な面積等が確定した段階での手続きであるので、里道の付替えルートが確定した時点で払下げ申請書が提出される。

質問：払下げ同意書、付替え手続きは形式的なものか？

答弁：(木野田) :今の質問の前に 里道の事実関係説明

里道としての機能は無かった。里道付替えの緊急性は無い、事業者が里道付替えを了承していることから市や事業者、地元が協議をしながら里道をつくることになろう。利害関係者は永水住民ではない。山林所有者である、霧島、鹿児島、国分の方である。これらの方々に事実調査をした。地籍上での里道の認識はもっているが、具体的に活用したことは無いとの回答。今後

は付替えをするとの合議に向けて耕地課は進める。至急作る道路でもない。今後耕地課、産業建設課が協議をしながら進めてゆく道路である。理解願いたい。

答弁：（岩元）：形式的ではなく、ちゃんと取扱い要領に基づいてやっている。

質問：私が問うているのは順番についてである。既成事実が出来てから、付替え、払下げが確定していないまま、そういったこと（法面工事）が容認されるのですかと伺っている。木野田課長発言の事実は認識しているが、公有財産を払い下げるときの手順があるはず、それに違反していないか、今後は同様なことを認めると言うことか？

答弁：霧島の事務の進め方が県の法の解釈の違いを述べていると思うが、霧島市としては今までこのような手続きを実施していた。今後どうしても違法性があるとすれば、県と協議を進めながら市としても一番正しい方法で行きたい。

質問：私は払下げ、付替えをするのであれば、それを早くしなさいと、それが終わってから法面工事をしても良いでしょうと言っている。霧島市は手続きを促進する動きをなぜしなかったのかと言いたい。

答弁：先ほどから申している。工事の許可が下りていると我々は認識している。今までの方法で工事は進んだ。

質問：付替えとか法的な手続きを速やかにしなかったのか、私はこの木質燃料にも言った。霧島市の公有財産である。早めにやるべきではないかと。岩元課長も同様な行為を行ったと聞いているが、何もしないまま必要な手続きをしないまま、どんどん前へ進んで行くことを疑問に思っている。

答弁：先ほどから申しているとおり、県の許可を得ている中で工事は進んでいる。里道の払下げは付替えを前提として作業を進めて良いという事で、私たちは作業について早期にしようにと指導していた。

質問：改めて伺う。このような場合、どのようにするのが正規手続きか？

答弁：都市計画法に基づく公共施設管理者の同意書等の取扱いに関する指針に基づいてやっている。

質問：霧島市としてどのような手順ですべきですかと伺っている。霧島市として公有財産の取扱いの手続き、順序。

答弁：（木野田）：担当課長が不在であるのであれであるが、これまで法定外公共物の取扱いのやり方を見ていると①申請があった時点で職員が現場を確認する。②現場の中で用途廃止をするのか、払下げをするのか申請が上がってくる。③申請の状況を職員が現地確認しそれに基づいて関係機関との連絡調整をやりながら、④その申請者と協議を行い、色んな事業、あるいは用途廃止、用途廃止する場合は市に払下げる場合は公有財産の処分委員会に掛け価格等を定める。このような手順で法定外公共物の取扱いを進めている。

質問：そのとおりである。そのような手順を踏まれたかと問うている。

答弁：そのような手順を進めた。

質問：申請文書とかは存在するか？

答弁：払下げ申請の協議書、並びに施工同意書はある。ただ、払下げ申請についてはルートが確定した時点で提出される。

質問：燃料置場について国土利用計画法の届出が出されているかは答弁できないとのことであったが、この件は鹿児島県に確認するが、この面積であれば、届出が必要か？

答弁：必要である。

質問：この場所は一時転用でありながら、現地主から木質燃料会社が売買予約の仮登記を法務局に届けている、恒久的な取得を狙っていることを懸念している。詳細調査し別途質問する。